

4. 浄化槽について

維持管理指針掲載のデータを転記します。

場内の汚物を浄化し、排水処理基準（BOD 90ppm以下）に適合するよう浄化槽を設置している。すべての浄化槽には清掃法により、維持管理が義務づけられているので、その保守には十分注意しなければならない。

仕様

建物用途	尾張西部浄水場	尾張西部浄水場（工水）	尾張西部浄水場汚泥処理棟	尾西取水場
処理方式	分離接触曝気	分離接触曝気	分離接触曝気	分離接触曝気
製造業者名	藤吉工業	西原ネオ工業	新世紀工業	北国設備工業
処理対象人員	30人	5人	5人	5人
実使用人員	20人	不定期	不定期	不定期
使用開始年月日	H5年10月18日	H3年9月2日	H3年3月	S61年3月
放流先	排水路	側溝 ※	側溝 ※	排水路

構造

※ 側溝から場外排水路へ放流
放流先図添付

分離曝気方式

単独処理浄化槽の処理方式の一つで、沈澱分離室、曝気室、沈澱室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造の浄化槽をいう。

保守管理

浄化槽の管理は、専門業者に年間委託している。